

令和7年度の白岡市国民健康保険税の税率について

健康福祉部保険年金課

1 国民健康保険制度について

1 はじめに

国保を含めたわが国の医療保険制度は、急速な高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大等により、厳しい財政状況に陥っています。特に、国保は、他の医療保険よりも高齢者の加入者や低所得者層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

このような状況から、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行うという制度改革が行われたところです。市町村は、県が決定した「事業費納付金」（主に国保税を財源として）を納め、県から医療費の支払いに必要な「普通交付金」を受け取る仕組みとなりました。

2 国保税税率改正の経緯

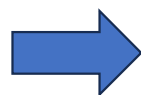
(1) 平成30年度国保税税率改正

白岡市では、埼玉県が決定する「事業費納付金」を納付するため、埼玉県が提示する「標準保険税率」を参考に国保税の税率改正を行いました。

また、賦課方式を4方式から2方式へ変更するとともに、できるだけ埼玉県の示す標準割合（50：50）に近づけることとしました（現在は、53：47）。

○平成29年度国保税税率

	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者支 援等分	介護納付金分
所得割	6.06%	2.48%	1.61%
資産割	20.00%	—	—
均等割	11,600円	14,700円	11,400円
平等割	13,20円	—	—



○平成30年度国保税税率

	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者支 援等分	介護納付金分
所得割	7.04%	2.29%	2.13%
均等割	23,700円	14,100円	14,700円

(2) 令和２年度以降の国保税率について

平成３０年度の国民健康保険の制度改正から２年が経過する令和２年度以降の国民健康保険税の税率について、国保財政の状況等を踏まえ、白岡市国民健康保険運営協議会において審議いただきました。

この結果、令和２年度以降の国保財政については、財源の不足が見込まれるところですが、国民健康保険財政調整基金を活用しながら、令和２年度の国民健康保険税の税率等は、現行税率に据え置くこととなりました。

そして、令和３年度以降の国民健康保険税の税率等は、今後の動向により必要に応じて適宜見直すこととし、当面従前の国保税率を据え置くこととしました。

(3) 埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）

令和２年１２月に埼玉県が、「埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）」を策定し、激変緩和措置が終了となる令和６年度から、納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることとする「納付金ベースの統一」を目指すこととなり、令和９年度から収納率格差以外の項目を統一する「準統一」を開始するため、県内市町村は令和８年度までに赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入金）を解消することとされました。

当市では、基本的には、一般会計から赤字解消を目的とした法定外繰入は行っておりません。

「準統一」とは、原則として、同じ世帯構成、同じ所得であれば、県内で同じ保険税率（完全統一）となることを目指すが、現段階では市町村間で収納率に差があることから、令和９年度から、収納率格差が是正されるまで、各市町村は県が提示する「市町村標準保険税率」通りに税率を設定することとなります。

「市町村標準保険税率」とは、市町村が「事業費納付金」を確保するために必要となる国保税率を、県が統一のルールに基づき算定し、市町村に提示するものです。

県はこの標準保険税率と合わせ、市町村ごとに、毎年度の「事業費納付金」を提示します。市町村は、「市町村標準保険税率」を参考にしながら、個別の財政事情などを踏まえて、「事業費納付金」を納付するための必要な税率を決定することになります。

令和９年度の「準統一」以降は、県内の全市町村が、県が市町村ごとに定めた「市町村標準保険税率」を適用することとなります。

(4) 白岡市国民健康保険運営協議会答申及び令和6年度国保税率の決定について

「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」及び、後述します「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）※当時は策定中」並びに白岡市国民健康保険財政状況、近隣市町村の対応状況踏まえ、令和6年度及びそれ以降の白岡市国民健康保険税率について、白岡市国民健康保険運営協議会に諮問し、令和5年8月、11月に審議いただき次の答申をいただきました。

【答申】 令和6年1月5日答申

ア 令和9年度に「標準保険税率」となるよう不足分（市町村標準保険税率と現行税率との差）を均等に4回に分けて、毎年度引き上げる案を適当とする。

イ 令和6年度白岡市国民健康保険税の改正税率を次のとおりとする。

	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.04%	2.41%	2.21%	11.66%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円	58,500円

ウ 付帯意見（主なもの）

- ・ 税率改正の方向性はやむを得ないが、原則的には単年度ごとの見直しとし、今後の状況や国・県の動向も含め、国保税の見直し率は毎年度検討すること。
- ・ （前略）改正に際しては基金等も活用し急激な負担増の抑制を図ること。また、低所得者に配慮することとし、軽減・減免措置の拡充や丁寧な納税相談等も含め負担の緩和を検討すること。
- ・ 国保財政調整基金については、準統一に向けた税率改正の際の激変緩和財源として活用することとし、現在の被保険者と後年の被保険者の負担の平準化を図ること。

この答申等を受け、令和６年度の白岡市国保税率を改正したところです。

(5) 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）

第2期運営方針や国保環境の変化を踏まえ、県内市町村と協議し策定されました。

ア 策定期間 令和5年12月25日

イ 対象期間 令和6年4月1日 ～ 令和12年3月31日（中間年に見直し）

ウ 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法の明記

① 納付金ベースの統一（令和6年度～）

医療費水準を反映せず、市町村ごとの納付金算定を統一基準により行う。

② 準統一（令和9年度～）

標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一する。

③ 完全統一（令和12年度～）

これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指す。

参考

令和4年度～令和6年度 県内市町村の保険税率等の状況(医療分+支援金分+介護分)

基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分

区 分	所得割 (%)			資産割 (%)			均等割 (円)			平等割 (円)			R4→R5 税率等 の改正 の実施	R5→R6 税率等 の改正 の実施
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6		
001 川越市	11.750	11.750	11.650	0.00	0.00	0.00	44,400	49,200	55,800	0	0	0	改正実施	改正実施
002 熊谷市	10.700	10.800	11.100	0.00	0.00	0.00	50,500	54,000	58,500	0	0	0	改正実施	改正実施
003 川口市	11.250	11.250	11.250	0.00	0.00	0.00	50,000	50,000	50,000	0	0	0	据置	据置
006 行田市	11.000	11.000	11.400	0.00	0.00	0.00	43,000	43,000	51,000	0	0	0	据置	改正実施
007 秩父市	8.800	9.900	9.900	30.00	15.00	15.00	28,500	38,000	38,000	17,500	10,000	10,000	改正実施	据置
008 所沢市	11.300	11.300	11.300	15.00	15.00	15.00	36,300	36,300	36,300	16,000	16,000	16,000	据置	据置
009 飯能市	11.200	11.200	11.200	10.00	10.00	0.00	45,000	45,000	62,000	5,000	5,000	0	据置	改正実施
010 加須市	12.200	12.200	12.200	0.00	0.00	0.00	44,500	49,200	54,200	0	0	0	改正実施	改正実施
011 本庄市	12.500	12.500	12.500	20.00	20.00	20.00	41,800	41,800	41,800	16,000	16,000	16,000	据置	据置
012 東松山市	11.700	11.700	11.700	0.00	0.00	0.00	48,000	48,000	48,000	0	0	0	据置	据置
014 春日部市	10.350	10.350	10.350	0.00	0.00	0.00	55,800	55,800	55,800	0	0	0	据置	据置
015 狭山市	11.610	11.610	11.870	20.00	20.00	10.00	40,100	40,100	55,700	10,000	10,000	5,000	据置	改正実施
016 羽生市	10.900	11.900	11.900	13.00	0.00	0.00	36,500	53,500	53,500	9,500	0	0	改正実施	据置
017 鴻巣市	11.200	11.400	11.950	0.00	0.00	0.00	49,000	56,000	59,500	0	0	0	改正実施	改正実施
018 深谷市	10.200	10.600	10.900	35.00	27.00	18.00	30,000	40,800	51,600	17,000	13,000	9,000	改正実施	改正実施
019 上尾市	10.900	10.900	11.300	0.00	0.00	0.00	54,000	54,000	59,000	0	0	0	据置	改正実施
021 草加市	11.400	11.400	11.400	0.00	0.00	0.00	44,600	44,600	44,600	0	0	0	据置	据置
022 越谷市	12.450	12.450	12.200	0.00	0.00	0.00	51,000	51,000	55,400	0	0	0	据置	改正実施
023 蕨市	9.700	9.700	10.800	20.00	20.00	10.00	44,000	44,000	59,000	6,000	6,000	3,000	据置	改正実施
024 戸田市	11.020	11.020	11.020	0.00	0.00	0.00	47,900	53,800	53,800	0	0	0	改正実施	据置
025 入間市	11.400	11.400	11.500	10.00	10.00	0.00	43,000	43,000	67,000	3,000	3,000	0	据置	改正実施
027 朝霞市	11.400	11.400	11.400	33.00	33.00	33.00	30,000	30,000	30,000	14,000	14,000	14,000	据置	据置
028 志木市	10.600	10.600	11.700	13.00	13.00	10.00	38,000	38,000	42,500	7,000	7,000	5,000	据置	改正実施
029 和光市	11.100	11.100	11.400	12.00	12.00	0.00	36,000	36,000	39,000	18,000	18,000	9,000	据置	改正実施
030 新座市	9.980	10.730	11.840	10.00	5.00	0.00	46,000	53,000	61,000	3,000	1,000	0	改正実施	改正実施
031 桶川市	10.800	11.200	11.200	0.00	0.00	0.00	43,800	48,300	48,300	0	0	0	改正実施	据置
032 久喜市	11.300	11.510	13.400	0.00	0.00	0.00	50,000	59,100	64,000	0	0	0	改正実施	改正実施
033 北本市	12.400	12.400	12.400	0.00	0.00	0.00	54,800	54,800	54,800	0	0	0	据置	据置
034 八潮市	12.600	12.600	12.600	0.00	0.00	0.00	54,000	54,000	54,000	0	0	0	据置	据置
035 富士見市	10.650	10.650	10.650	0.00	0.00	0.00	49,900	49,900	49,900	0	0	0	据置	据置
036 ふじみ野市	10.400	11.880	11.880	0.00	0.00	0.00	47,100	56,300	56,300	0	0	0	改正実施	据置
037 三郷市	10.400	10.400	11.100	0.00	0.00	0.00	46,000	46,000	49,500	0	0	0	据置	改正実施
038 蓮田市	11.000	11.000	11.500	0.00	0.00	0.00	43,200	43,200	55,000	0	0	0	据置	改正実施
039 伊奈町	11.500	11.500	11.800	0.00	0.00	0.00	42,400	42,400	58,000	0	0	0	据置	改正実施
042 三芳町	10.900	10.900	10.900	0.00	0.00	0.00	53,000	53,000	53,000	0	0	0	据置	据置
043 坂戸市	10.900	10.900	10.900	0.00	0.00	0.00	39,000	39,000	39,000	0	0	0	据置	据置
044 毛呂山町	11.700	11.700	11.700	0.00	0.00	0.00	52,000	52,000	52,000	0	0	0	据置	据置
045 越生町	10.200	11.300	11.300	0.00	0.00	0.00	43,000	56,700	56,700	0	0	0	改正実施	据置
046 鶴ヶ島市	10.500	10.500	12.000	0.00	0.00	0.00	43,000	43,000	63,000	0	0	0	据置	改正実施
047 日高市	11.100	11.100	11.600	0.00	0.00	0.00	47,500	47,500	61,500	0	0	0	据置	改正実施
049 滑川町	11.100	11.100	11.500	0.00	0.00	0.00	51,000	51,000	62,000	0	0	0	据置	改正実施
050 嵐山町	11.000	11.000	11.600	0.00	0.00	0.00	52,000	52,000	62,000	0	0	0	据置	改正実施
051 小川町	9.700	9.700	10.800	0.00	0.00	0.00	49,800	49,800	61,500	0	0	0	据置	改正実施
052 ときがわ町	9.800	9.000	9.800	0.00	0.00	0.00	55,000	53,000	55,000	0	0	0	改正実施	改正実施
054 川島町	10.000	10.000	10.500	0.00	0.00	0.00	55,300	55,300	58,500	0	0	0	据置	改正実施
055 吉見町	11.300	11.300	11.300	0.00	0.00	0.00	46,000	46,000	46,000	0	0	0	据置	据置
056 鳩山町	10.600	9.800	9.800	0.00	0.00	0.00	56,000	56,000	56,000	0	0	0	改正実施	据置
057 横瀬町	8.000	8.000	8.000	35.00	35.00	35.00	27,300	27,300	27,300	13,000	13,000	13,000	据置	据置
058 皆野町	7.700	7.700	9.100	40.00	40.00	0.00	24,400	24,400	45,000	14,000	14,000	0	据置	改正実施
059 長瀬町	7.700	8.400	8.400	40.00	25.00	25.00	24,400	31,200	31,200	14,000	8,000	8,000	改正実施	据置
061 小籠野町	7.800	7.800	11.290	38.00	38.00	0.00	23,700	23,700	65,400	13,100	13,100	0	据置	改正実施
065 東秩父村	8.000	8.000	8.000	0.00	0.00	0.00	48,000	48,000	48,000	0	0	0	据置	据置
066 美里町	9.100	10.400	10.400	10.00	10.00	10.00	42,000	56,000	56,000	6,000	6,000	6,000	改正実施	据置
068 神川町	8.700	11.000	11.000	30.00	15.00	15.00	23,800	50,000	50,000	16,000	8,000	8,000	改正実施	据置
070 上里町	10.170	10.170	11.650	0.00	0.00	0.00	51,000	51,000	68,000	7,000	7,000	0	据置	改正実施
078 寄居町	10.900	10.900	11.600	25.00	25.00	0.00	43,000	43,000	73,000	12,000	12,000	0	据置	改正実施
084 宮代町	10.110	11.170	11.170	0.00	0.00	0.00	56,900	58,000	58,000	0	0	0	改正実施	据置
085 白岡市	11.460	11.460	11.660	0.00	0.00	0.00	52,500	52,500	58,500	0	0	0	据置	改正実施
089 幸手市	11.100	11.100	12.000	0.00	0.00	0.00	49,700	49,700	60,000	0	0	0	据置	改正実施
090 杉戸町	10.000	11.900	11.900	0.00	0.00	0.00	46,000	52,000	52,000	0	0	0	改正実施	据置
091 松伏町	11.400	11.400	11.400	0.00	0.00	0.00	50,100	50,100	50,100	0	0	0	据置	据置
092 吉川市	9.900	10.500	11.500	0.00	0.00	0.00	53,000	55,000	59,000	0	0	0	改正実施	改正実施
400 さいたま市	11.850	11.850	11.850	0.00	0.00	0.00	51,700	55,600	60,600	0	0	0	改正実施	改正実施
市町村平均	10.64	10.85	11.22	7.29	6.16	3.43	44,749	47,363	53,351	3,763	3,176	1,937	22	34

令和4年度～令和6年度改正市町村(マーク)

46

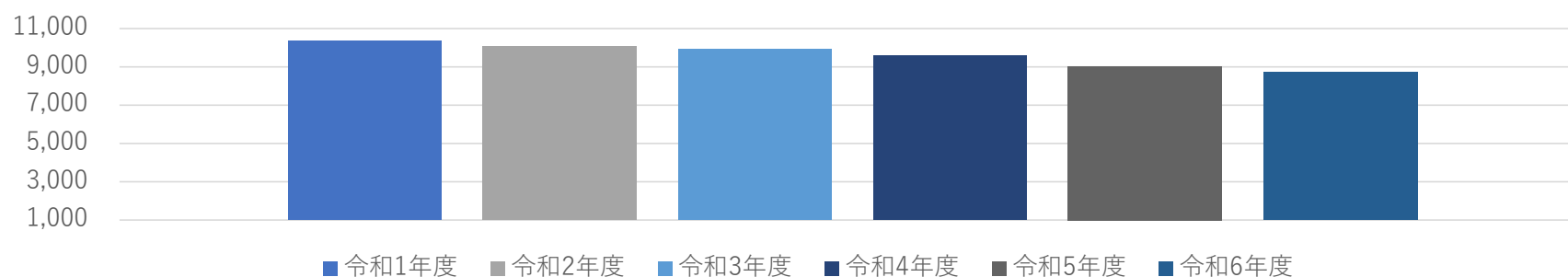
(6) 白岡市国保の現況

ア 被保険者（年度平均）の推移

被保険者数は年々減少していますが、令和4年から令和6年にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行することや社会保険の適用範囲の拡大により、今後も被保険者の減少は続くものと考えられます。

※令和6年度は県の推計値

年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単位（人）	10,348	10,057	9,905	9,573	9,035	8,710

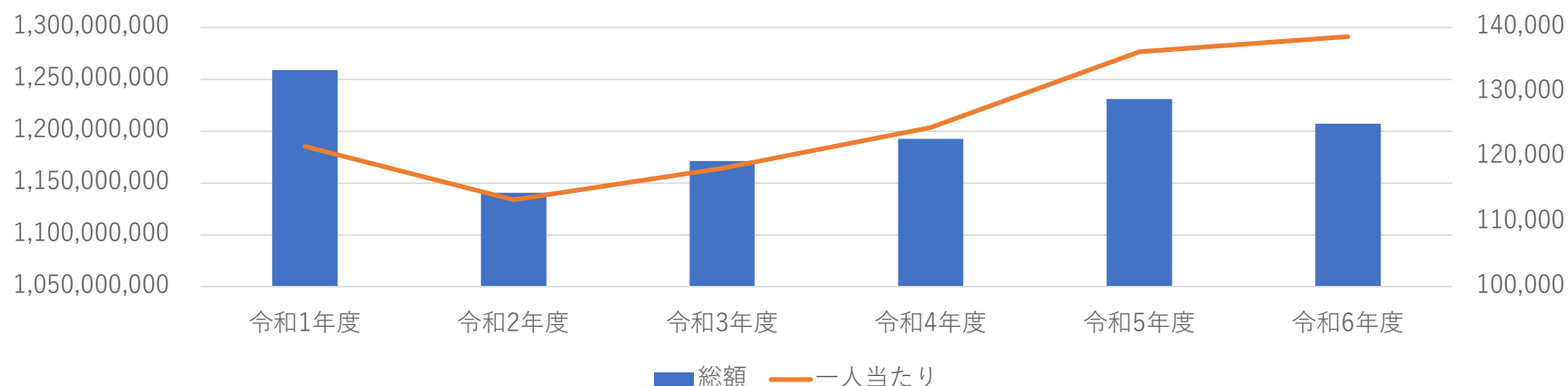


イ 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減少により総額は減少傾向しているものの、高齢化の進展や医療の高度化などにより一人当たり国民健康保険事業費納付金は上昇傾向にあります。

単位：円

事業費納付金	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総額	1,258,940,810	1,140,657,413	1,171,375,503	1,192,502,841	1,231,049,748	1,207,112,838
一人当たり	121,660	113,419	118,261	124,569	136,253	138,589



ウ 国民健康保険事業費納付金のための保険税必要額の推移など

県が示す国民健康保険事業費納付金を納付するための保険税必要額と実際の
保険税収入の推移

令和6年度実際税収は当初課税
単位：円

総額	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納付必要額	1,146,921,523	1,034,856,189	1,074,142,039	1,118,528,170	1,157,316,008	1,057,782,168
実際の税収	1,001,583,545	970,774,614	938,378,916	922,665,903	866,322,581	872,412,454
不足額	145,337,978	64,081,575	135,763,123	195,862,267	290,993,427	185,369,714

単位：円

一人当たり	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納付必要額	108,548	104,362	110,885	118,275	124,069	130,899
実際の税収	96,790	96,527	94,738	96,382	95,885	101,443
不足額	11,758	7,835	16,147	21,893	28,184	29,456

エ 白岡市国民健康保険特別会計収支の推移

歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支（翌年度繰越額）」は、年々減少しています。また、単年度の収支を表します「実質収支」は令和４年度以降、赤字となっています。

							単位：円
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	形式収支③（①-②）	436,284,366	459,841,592	451,105,931	324,273,367	232,136,539	121,600,382
④	法定外繰入金	97,700,427	59,728,087	41,403,174	17,354,000	0	0
⑤	基金繰入金	97,494,000	106,000,000	34,866,000	0	0	79,165,000
⑥	前年度繰越金	423,384,624	436,284,366	459,841,592	451,105,931	324,273,367	232,136,539
⑦	基金積立金	218,374,760	140,409,663	156,446,469	151,696,459	25,391,418	513,176
	実質収支	36,080,075	▲ 1,761,198	71,441,634	7,509,895	▲ 66,745,410	▲ 189,187,981
	③－（④＋⑤＋⑥）＋⑦						

オ 白岡市国民健康保険財政調整基金の推移

令和４年度までは、形式収支等の状況から一定の基金積み立てができていましたが、白岡市国民健康保険特別会計収支の推移にありますとおり、令和４年度から実質収支が赤字傾向となっております。今後、令和９年度の「準統一」に向けて基金を活用しながら保険税税率の見直しを行っていくこととなりますが厳しい国保財政運営が見込まれます。

単位：円

	令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（予算）
期首残高	318,382,126	352,791,789	474,372,258	626,068,717	651,460,135	572,808,311
利子	177,663	446,469	424,459	469,418	513,176	100,000
積立	140,232,000	156,000,000	151,272,000	24,922,000		
積立総額	140,409,663	156,446,469	151,696,459	25,391,418	513,176	100,000
取崩	106,000,000	34,866,000	0	0	79,165,000	313,767,000
期末残高	352,791,789	474,372,258	626,068,717	651,460,135	572,808,311	259,141,311

3 令和7年度の白岡市国民健康保険税の税率について

(1) 令和7年度の白岡市国民健康保険税の税率の検討

令和7年度の白岡市国民健康保険税の税率の検討に当たっては、前出の

- ① 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）
- ② 「国民健康保険税の税率等の見直しについて」に対する白岡市国民健康保険運営協議会答申（令和6年1月5日付け）
- ③ 「市町村標準保険税率」及び「事業費納付金」
- ④ 白岡市国保の現況

などを参考に検討いただくこととなります。

(2) 白岡市に対する市町村標準保険税率（目指すべき保険税率）

ア 令和7年度保険税率の算定基準とする令和6年度の市町村標準保険税率

令和6年度	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.37%	2.80%	2.32%	12.49%
均等割	43,730円	16,165円	16,403円	76,298円

令和6年度保険税率の算定基準とした令和5年度の市町村標準保険税率

令和5年度	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	6.95%	2.76%	2.39%	12.10%
均等割	42,005円	16,154円	17,348円	75,507円

目指すべき保険税率である市町村標準保険税率の令和6年度と令和5年度の比較

比較	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.42%	0.04%	△0.07%	0.39%
均等割	1,725円	11円	△945円	791円

イ 県から示された「市町村標準保険税率」の状況

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）では、令和6年から「納付金ベースの統一」として、「医療費水準を反映せず、市町村ごとの納付金算定を統一基準により行う」とされ、事業費納付金を算出しています。この結果、令和6年度の一人当たり保険税必要額は、県平均で127,550円となり、昨年度と比べると4.8%、5,833円の増となり、60市町村で一人当たり保険税必要額が増という結果になっています。

当市の一人当たり保険税必要額は、昨年度124,069円に対して本年度は130,899円と、前年度と比較しますと率で5.51%、金額で6,830円の増と、県平均を上回る増となっている状況です。「医療費水準」を反映しなくなったことも影響しています。

被保険者数は、団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行する令和4年度以降は大幅な減少となっています。一方、国保被保険者の構成は比較的医療費が高めの高齢者が多く、医療の高度化などにより一人当たり医療費は増加傾向にあります。このようなこと等から「市町村標準保険税率」は上がっています。

(3) 市町村標準保険税率（目指すべき保険税率）と現行保険税率の比較
直近（令和6年度）の市町村標準保険税率

標準保険税率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.37%	2.80%	2.32%	12.49%
均等割	43,730円	16,165円	16,403円	76,298円

現行の保険税率（令和6年4月改正）

現行保険税率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.04%	2.41%	2.21%	11.66%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円	58,500円

不足（比較）

不足	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.33%	0.39%	0.11%	0.83%
均等割	15,330円	1,465円	1,003円	17,798円

○市町村標準保険税率（目指すべき保険税率）と当市現行保険税率の比較のポイント

前回、令和6年度保険税率の見直しに当たり、令和5年度の市町村標準保険税率を元に見直し案を審議いただきましたが、令和6年度の市町村標準保険税率は、前出の「(2) 白岡市に対する市町村標準保険税率（目指すべき保険税率）」のとおり引き上がっています。特に、基礎課税額（医療費分）では、所得割で0.42%、均等割で1,725円の増となっております。

このような状況から、目指すべき保険税率である「市町村標準保険税率」に対する「現行の保険税率」の不足は、基礎課税額（医療費分）では、所得割で0.33%均等割で15,330円となるなど、合計で、基礎課税額（医療費分）では、所得割で0.83%、均等割で17,798円となっています。

県の示す「市町村標準保険税率」は、被保険者数の減少による収入の減少や医療の高度化などに医療費の増大などにより、今後引き上がっていくことが予想されます。

4 令和7年度白岡市国保税率の方向性

前出の「白岡市国民健康保険税の見直し」に対する答申では、

「令和9年度に「標準保険税率」となるよう不足分（市町村標準保険税率と現行税率との差）を均等に4回に分けて、毎年度引き上げる案を適当とする。」

とされ、令和6年度の白岡市国保税の税率を、直近の令和5年度市町村標準保険税率に対する現行保険税率の不足分を、令和9年度（「準統一」の目標年度）までの4年間で均等に引き上げる案を妥当とし、改正したところです。

令和7年度の国保税率につきましても、令和5年度市町村標準保険税率と比較しますと引き上がっている状況ではありますが、直近の令和6年度市町村標準保険税率と現行保険税率との不足分を、今後3年後の令和9年度に市町村標準保険税率になるよう均等に引き上げることとし、令和7年度白岡市保険税率を改定したいと考えております。

具体的には、次項「5 令和7年度白岡市保険税率案」のとおりです。

5 令和7年度白岡市保険税率案

(1) 令和7年度白岡市保険税率案

令和7年度保険率案①	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
均等割	33,600円	15,200円	15,800円	64,600円

令和6年度保険率②	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.04%	2.41%	2.21%	11.66%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円	58,500円

差引（①－②）	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.11%	0.13%	0.04%	0.28%
均等割	5,200円	500円	400円	6,100円

(2) 税額の試算
(モデルケース)

【ケースa】年金収入で単身世帯

年齢： 70歳
収入：150万
所得：40万
軽減：7割軽減



【ケースb】給与収入で単身世帯

年齢： 45歳
収入：350万
所得：237万
軽減：なし



【ケースc】年金収入で夫婦の世帯

年齢： 72歳 70歳
収入：240万 80万
所得：130万 0
軽減：2割軽減該当



【ケースd】給与収入で3人世帯

年齢： 42歳 40歳 3歳
収入：350万 50万 0
所得：237万 0 0
軽減：子どもの1/2軽減



令和5年度保険税（前年度）		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.04	23,700
支援分	2.29	14,100
介護分	2.13	14,700
合 計	11.46	52,500

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	7,100
支援分	0	4,200
介護分	0	0
合 計	0	11,300
年税額	11,300	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	23,700
支援分	44,400	14,100
介護分	41,300	14,700
合 計	222,200	52,500
年税額	274,700	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	61,200	37,900
支援分	19,900	22,500
介護分	0	0
合 計	81,100	60,400
年税額	141,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	59,200
支援分	44,400	35,200
介護分	41,300	29,400
合 計	222,200	123,800
年税額	346,000	

令和6年度保険税（本年度）		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.04	28,400
支援分	2.41	14,700
介護分	2.21	15,400
合 計	11.66	58,500

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	8,500
支援分	0	4,400
介護分	0	0
合 計	0	12,900
年税額	12,900	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	28,400
支援分	46,700	14,700
介護分	42,800	15,400
合 計	226,000	58,500
年税額	284,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	61,200	45,400
支援分	20,900	23,500
介護分	0	0
合 計	82,100	68,900
年税額	151,000	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	71,000
支援分	46,700	36,700
介護分	42,800	30,800
合 計	226,000	138,500
年税額	364,500	

令和7年度保険税（案）		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.15	33,600
支援分	2.54	15,200
介護分	2.25	15,800
合 計	11.94	64,600

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	10,000
支援分	0	4,500
介護分	0	0
合 計	0	14,500
年税額	14,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	138,700	33,600
支援分	49,200	15,200
介護分	43,600	15,800
合 計	231,500	64,600
年税額	296,100	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	62,200	53,700
支援分	22,000	24,300
介護分	0	0
合 計	84,200	78,000
年税額	162,200	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	138,700	84,000
支援分	49,200	38,000
介護分	43,600	31,600
合 計	231,500	153,600
年税額	385,100	

令和7年度保険税と令和6年度保険税の比較		
	所得割(%)	均等割
医療分	0.11	5,200
支援分	0.13	500
介護分	0.04	400
合 計	0.28	6,100

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	1,500
支援分	0	100
介護分	0	0
合 計	0	1,600
増加年税額	1,600	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	2,200	5,200
支援分	2,500	500
介護分	800	400
合 計	5,500	6,100
増加年税額	11,600	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	1,000	8,300
支援分	1,100	800
介護分	0	0
合 計	2,100	9,100
増加年税額	11,200	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	2,200	13,000
支援分	2,500	1,300
介護分	800	800
合 計	5,500	15,100
増加年税額	20,600	

参考 市町村標準保険税率保険税		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.37	43,730
支援分	2.80	16,165
介護分	2.32	16,403
合 計	12.49	76,298

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	13,100
支援分	0	4,800
介護分	0	0
合 計	0	17,900
年税額	17,900	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	142,900	43,700
支援分	54,300	16,100
介護分	45,000	16,400
合 計	242,200	76,200
年税額	318,400	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	64,100	69,900
支援分	24,300	25,800
介護分	0	0
合 計	88,400	95,700
年税額	184,100	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	142,900	109,300
支援分	54,300	40,400
介護分	45,000	32,800
合 計	242,200	182,500
年税額	424,700	

(3)		事業費納付金等の状況及び今後の見込み											
								(単位：円)					
				令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度				
		被保険者数（人） （埼玉県の推計値）		9,457	9,328	8,710	8,480	8,282	8,052				
歳出	④	国保事業費納付金 算定額		1,231,078,956	1,263,345,486	1,207,112,838	1,303,565,453	1,334,723,642	1,369,526,270				
		激変緩和措置額 （令和５年度まで）		38,576,115	32,295,738	0	0	0	0				
		国保事業費納付金 確定額		1,192,502,841	1,231,049,748	1,207,112,838	1,303,565,453	1,334,723,642	1,369,526,270				
	⑤	その他の歳出 （保健事業費等）		74,785,071	78,794,892	78,000,000	78,000,000	78,000,000	78,000,000				
	⑥	小 計		1,267,287,912	1,309,844,640	1,285,112,838	1,381,565,453	1,412,723,642	1,447,526,270				
歳入	⑦	支出財源等	国民健康保険 税額	922,665,903	866,322,581	872,879,502	950,886,576	1,041,698,730	1,160,796,742				
			基盤安定 負担金等	175,553,501	168,008,160	154,000,000	168,000,000	184,000,000	205,000,000				
			そ の 他 の歳入 （特別交付金 ・延滞金等）	87,750,423	83,020,771	74,000,000	74,000,000	74,000,000	74,000,000				
			小 計	1,185,969,827	1,117,351,512	1,100,879,502	1,192,886,576	1,299,698,730	1,439,796,742				
	⑧	国保事業費納付金 支払不足額 （④－⑦）		81,318,085	192,493,128	184,233,336	188,678,877	113,024,912	7,729,527				
		不足額に対する 国保財政調整基金 等繰入見込額		81,318,085	192,493,128	184,233,336	188,678,877	113,024,912	7,729,527				
		差引 （⑧－⑨）		0	0	0	0	0	0				
国保財政調整基金等残高見込		883,596,674		691,103,546	506,870,210	318,191,333	205,166,421	197,436,894					
		※１ 令和７～９年度の県被保険者数は事業費納付金の算定時に提示された人数											
		※２ 令和７～９年度の事業費納付金は県の推計値の伸率をもとに当市の事業費納付金を積算											
		※３ 国民健康保険税額は、事業納付金のための必要税額をもとに、段階的な引き上げを行った場合の保険税額を積算											
		※４ その他の歳出とは、出産育児一時金、葬祭費及び保健事業費等											
		※５ その他の歳入とは、県特別交付金及び延滞金（加算金）等											
		※６ 国保財政調整基金及び繰越金の合計額を残高とする											